

改正案	現行
<p>（優先出資者に対する剰余金の配当における控除額）</p> <p>第十一条 法第十九条第一項第四号に規定する主務省令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては成立の日。第三号において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p> <p>（優先出資者名簿記載事項の記載等の請求）</p> <p>第十二条 法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第百三十四条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。</p>	<p>（優先出資者に対する剰余金の配当における控除額）</p> <p>第十一条 法第十九条第一項第四号に規定する主務省令で定める額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 最終事業年度の末日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては成立の日。第三号において同じ。）における貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額が、法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を超えるときは、その超過額</p> <p>二・三（略）</p> <p>（優先出資者名簿記載事項の記載等の請求）</p> <p>第十二条 法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（新設）</p>

2 前項の規定にかかわらず、金庫が優先出資証券発行協同組織金融機関（法第二十三条第三項に規定する優先出資証券発行協同組織金融機関をいう。）である場合には、法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求をしたとき。

二 優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第百三十四条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

（優先出資者総会参考書類）

第十九条 法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により交付すべき優先出資者総会参考書類（法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類をいう。以下同じ。）には、議案及び提案の理由（議案が理事の提出に係るもの限り、総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）を記載しなければならない。

2
26
（略）

2 前項の規定にかかわらず、金庫が優先出資証券発行協同組織金融機関（法第二十三条第三項に規定する優先出資証券発行協同組織金融機関をいう。）である場合には、法第二十六条において準用する会社法第百三十三条第二項に規定する主務省令で定める場合は、優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求をした場合とする。

（新設）

（新設）

（優先出資者総会参考書類）

第十九条 法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項又は第三百二条第一項の規定により交付すべき優先出資者総会参考書類（法第四十条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類をいう。以下同じ。）には、議案を記載しなければならない。

2
26
（略）